1 「審理期間限定訴訟」の提案とは

毎日新聞は、去る12月6日、「民事訴訟の期間制限一拙速な審理が懸念される」という社説を出しました。これは、「審理期間を制限する民事裁判」の新設について警鐘を鳴らしたものです。中日新聞・東京新聞も、9月2日、この制度は問題が多いという社説を出しました。

審理期間を限定する訴訟とは、裁判所が提案している制度で、審理の期間を6か月に限定した手続を 新設するという提案です。

現在、民事裁判におけるIT化(書類をオンラインで提出できるようにしたり、裁判記録をデジタル情報で保管したりすること)を検討している法制審議会の民事訴訟法部会で審議されています。裁判のIT利用と関係がありませんが、裁判所が提案して法務省がテーマに含めました。

裁判所は、期間が予測できるという名目で提案していますが、この手続では、一丁上がりで早くに裁判を処理でき、裁判所と裁判官の負担軽減になります。そのことも提案の背景にあると考えられます。今年2月に審議会でどうするかの意見がまとまります。

2 拙速な裁判になるおそれ

国民は「裁判を受ける権利」が憲法(32条)で保障されています。そのなかには、当事者は主張と立証を尽くすことができるという権利(法的審問請求権と呼ばれます)が含まれています。そして、裁判所は判断ができるようになれば審理を終えて判決を出します(日本の民事訴訟法243条も、母法のドイツ法も同じです)。ところが、この期間限定訴訟は、主張立証が尽くされたから審理を終えるのではなく、期間が来たら審理が終わります。これでは、事実の解明はなおざりになり、粗雑な審理、粗雑な判断になり、間違った判決(誤判)が生じてしまいます。

近代訴訟制度を採用する外国には、審理期間を限定する訴訟制度はありません。日本でも、本格的論文はなく、学会などで議論されたことはなく、海外調査さえ行われていません。訴訟法学者の松本博之大阪市大名誉教授らは、裁判を受ける権利を侵害するおそれがあり、制度化すべきでないとの意見を発表されています。

この手続は、両当事者が同意することが要件ですが、裁判所は、この訴訟が広く使われるように考えており、他方、今の訴訟制度については迅速化の方策を何も打ち出していません。そこで、国民は、主

張立証の権利が不自由になっても、この訴訟を使わ ざるを得なくなると思われます。今でも、当事者や 証人の尋問が大きく減っていますが、この制度はま すます審理を形骸化すると思います。

3 必要性がない

提案では、この手続は、事前に十分な協議があり、事実関係について争いはなく、法的判断だけ争いになっているような事件を想定しているとしています。しかし、そのような争点の少ない簡単な事件は、今でも比較的短期間で和解か判決で解決しています。わざわざ問題がある訴訟制度を新設する必要がありません。

日本の裁判は、世界銀行の調査によれば、主要7か国のなかで早い方です。裁判の期間をさらに短くするためには、外国に比べて少ない裁判官を増員する必要があります。東京地裁の裁判官は、一人平均190件の裁判を常に抱えており、これでは丁寧で早い裁判ができません。また、迅速化のためには、相手方の証拠を早期に入手できる手続を設けることも必要です。

4 反対が多い

昨年春に行われた行政手続法による「意見公募手続」(パブリックコメント)では、期間限定訴訟に 賛成する意見は少なく、消費者団体、労働団体、各 地の弁護士会などから反対意見が多数出ました。

しかし、法務省は提案を維持しており、国会に法 律案として提出する可能性があります。弁護士と消 費者団体などは「期間限定訴訟」の新設に反対する 運動を進めています。私は弁護士会で司法制度のあ り方を検討する委員をしており、裁判が拙速なもの にならないように取り組んでいきたいと思います。

「所有者不明土地」の解決のための法整備がされました

弁護士 高江俊名

1 増える「所有者不明土地」の問題

近年、相続が生じても遺産分割がされないまま放置されている土地が増えており、問題になっています。そのような土地は、相続人の数がネズミ算式に増えていき、相続人の中の誰かが土地を売却しようとしても、相続関係を調査するのに膨大な労力と負担を要することになりますし、他の相続人の連絡先が判明しないこともあるため、土地を管理したり処分することがますます難しくなっていきます。

そこで、2021年4月、そのような、いわゆる「所有者不明土地」の問題を解決するための法整備がなされました。このたび整備された法律は、一部を除

いて、2021年4月から2年以内に施行される予定です。

今回は、整備された規定の中で、多くの人に関わりがあると思われるものをご紹介します。

2 相続登記の義務化

これまでの法律では、相続が生じても、相続登記 手続をして不動産を相続人の名義にすることは義務 ではありませんでした。そのため、不動産の名義が 祖父母や曾祖父母のままになっているということ は、決して珍しいことではありません。

今回の法整備では、不動産登記法を改正し、相続 財産の中に不動産がある場合、相続人は、そのこと を知ってから3年以内に相続登記の申請をすること が義務づけられました。正当な理由のない申請漏れ には罰則が科されます。

一方、相続登記の申請を簡単にできるようにする ため、申請の添付書類は、相続人全員の戸籍まで必 要なく、申請者が相続人であることがわかる範囲で 書類を出せばよいことになりました。

この規定については、2021年4月から3年以内に施 行される予定です。

3 長期間経過後の遺産分割を画一に

民法では、遺産分割協議は、いつでもすることが できると定められています。

相続税の申告は相続発生から10か月以内とされていますが、遺産分割協議自体には法律上期限は定められていません。そのことが、「所有者不明土地」を生み出す要因の一つになっているとも言えます。

今回の法整備では、遺産分割協議自体に期限が設けられたわけではありませんが、民法の規定を改正して、相続発生から10年を経過したときは、その後は、遺産分割協議の際に生前贈与や寄与分の主張をすることができないこととされました。相続発生から10年経過後は、法律によって定められた法定相続割合で画一的に遺産分割が行われることになります。

長期間経過後に行われる遺産分割協議を簡明に処理できるようにしたものですが、遺産分割協議において、他の相続人に対する生前贈与や、自らの寄与分の主張をしたいと考えている相続人にとっては、期間が経過するとその主張ができなくなるため、注意が必要です。

4 不明共有者がいても土地の売却等を可能に

土地の共有者の中に所在不明の共有者がいる場合、裁判所の関与のもとで、不明共有者の持分の価額を供託することにより、不動産を売却できる手続

が創設されました。不明共有者の持分の価額を供託して、その持分を取得するということもできます。

なお、不明共有者が相続によって共有者になって いる場合は、この手続が使えるのは、その相続発生 から10年経過以降になります。

2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます

弁護士 柳本千恵

1 成年年齢が18歳に引き下げられます

明治9年以来、日本では、成年年齢は20歳と定められてきました。成年年齢については民法に規定されています。

成年とは、一人で法律行為が行えるようになる年齢のことをいいます。未成年は成年に対する概念です。一般に、成年の年齢に達することを成人すると言い、成人式という言葉などで使われていますが、成人は法律上の言葉ではなく、法律では成年と言います。

近年、選挙権年齢等が18歳に引き下げられ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳の人を大人として扱う政策が進められてきました。世界的にも、18歳を成年年齢と定める国が主流となっています。OECD加盟国のうち、成年年齢を18歳以外としている国は、韓国(19歳)、ニュージーランドと日本(20歳)、アメリカの一部の州のみです。

このような社会情勢を受けて、市民生活に関する 基本法である民法においても、18歳以上の人を大人 として扱うことが適当ではないかという議論がされ るようになり、成年年齢を18歳に引き下げることを 内容とする民法の改正が行われました。改正法は、 2022年4月1日から施行されます。

2022年4月1日の時点で18歳、19歳の人は、同日に成年になり、2022年4月2日以降に18歳の誕生日を迎える人は、誕生日に成年になります。

2 成年年齢の引き下げによって何が変わるのか

民法の成年年齢には、①単独で有効な契約をする ことができる年齢という意味と、②親権に服さなく なる年齢という2つの意味があります。

成年年齢が引き下げられると、例えば、18歳、19歳の人も、親の同意を得ずに、クレジットカードを作る、ローンを組んで自動車を購入するといった様々な契約をすることができるようになります。

また、父母の親権に服さなくなる結果、自分の住む場所を自分の意思で決めたり、性別の取扱いの変更審判を受けること等についても、18歳でできるよ

うになります。医師免許等の国家資格についても、 18歳で取得できるようになります。

もっとも、お酒やたばこ、競馬等のギャンブルに 関する年齢制限については、20歳のまま維持されま す。

3 成年年齢引き下げに伴って生じ得る問題

民法では、未成年者が親権者の同意を得ずに契約 した場合には、原則として、後から契約を取り消す ことができるとされています。

しかし、成年年齢を18歳に引き下げた場合、18歳、19歳の人のした契約について、未成年者であることを理由とする取消しができなくなります。

近年、大学生をねらう悪徳商法等が問題となっていることもあり、消費者被害の拡大が懸念されています。

4 養育費の支払いはどうなるのか

子の養育費について、「子が成年に達するまで養育費を支払う」との取決めがされていることがあります。成年年齢の引き下げがこのような取決めに影響するかについてですが、取決めがされた時点で成年年齢が20歳であったことからすると、成年年齢が引き下げられたとしても、従前どおり20歳まで養育費の支払い義務があると考えられます。

5 年齢に関するその他の法改正

- 1. (1) 未成年者が罪を犯した場合、少年法 が適用され、成年が罪を犯した場合に適用 される刑事裁判手続とは異なる家庭裁判所 の手続がとられます。成年年齢を引き下げ る民法改正の影響もあり、少年法の適用年 齢の引き下げについても、様々な議論がさ れてきました。その結果、18歳、19歳につ いてもこれまでどおり少年法が適用される ものの、重大な事件については、原則とし て成年と同じ刑事裁判手続がとられるとい う内容の改正が行われました(改正少年法 の施行も2022年4月1日)。また、これまで は、少年が犯した事件については、犯人の 実名や写真等の報道が禁止されていました が、改正法施行後は、18歳以上の少年が犯 した事件について起訴された場合には、こ の禁止が解除されます。
- 2. (2) 今回の民法改正では、女性の婚姻開始年齢についても見直されます。これまで、婚姻開始年齢は、男性18歳、女性16歳と男女間で差がありましたが、改正民法施行後は、女性の婚姻開始年齢が16歳から18歳に

引き上げられ、男女差がなくなります。なお、施行日である2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は、引き続き、18歳未満でも結婚することができます。

事務局だより

集めています

大浜愛子

総務省のHPによると、本日現在(令和4年1月13日)、日本の市町村数は1,718市町村(市792、町743、村183)で北方領土の6村を含めると1,724市町村になるそうです。

事務の仕事では、職務上請求により戸籍謄本や住 民票の写しなどを取得することがよくあります。取 り寄せ先は事務所がある大阪府内のものが多いです が、相続事件などでは戸籍から遡っていって遠方に 置かれている除籍謄本類を取ることもあります。数 年前に、近畿地方以外の見知らぬ市町村の戸籍を取 ることがありました。その市町村の名前を見たとき に、私の人生ではこの先もう二度とお目にかからな い、貴重な市町村かもという気持ちで、何気なく返 信封筒に押印されたその市町村名の部分を切り取り ました。その時からこれまで、機会があるたびに市 町村ゴム印部分を集めております。今のところ77市 町村分です。近畿地方が42市町村で半分以上です が、東北から九州、四国の市町村まであります。北 海道、沖縄県はまだありません。これからも少しず つ集めtていこうと思います。

「薬草」

田村まゆか

昨年、薬草について学ぶ機会がありました。薬草というのは野草が薬としての役割を果たすということです。身近なヨモギは中国で紀元前から婦人病薬として使われてきました。ヨモギの葉緑素はインターフェロンを体内で生産し細胞の抵抗力を強めます。ただし、3月から6月の春先のものでなければなりません。土から芽を出した15cmまでのものを摘みジューサーで青汁を作ります。夏以降に採取したヨモギは炎症を引き起こす要因になるそうです。(これからの季節、春先のヨモギ楽しみ♪)

2回ほど薬草に詳しい先生と山の中に入り、どの薬草にはどんな効能があるかを教えてもらいました。マムシには100回以上は噛まれたという先生ですが、毒蛇がいるところには必ず解毒する草が生えているそうです。

今、勉強会でブームの薬草はネズミモチ。身体の 今回は、「『審理期間限定訴訟』の提案は問題が多 奇跡的な快復報告をよく聞く勉強会はとても楽しい です。

あとがき

寒冷の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上 げます。

法律関係の情報をご案内するニュースを年2回発 行しておりますが、この度「2022年1月号」を作り ましたので、お送り致します。

い-民事裁判制度を壊すおそれ-」、「『所有者不明 土地』の解決のための法整備がされました」、「2022 年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます」、 「事務局だより」を掲載しています。

2022年(令和4年)1月